

平成23年度 第3回 市川市地域自立支援協議会

日 時：平成23年11月24日（木）
午前10時～12時

場 所：急病診療・ふれあいセンター
2階 集会室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 各専門部会からの報告
- 3 障害者団体連絡会について
- 4 （仮称）いちかわハートフルプラン素案について
- 4 閉会

平成23年度 相談支援部会の活動について

1. これまでの活動

- 新たな委員の参画
 - ・就労支援センターアクセス
 - ・こども発達センターやわた
- 議論の総括的な整理と障害福祉計画見直しへの意見提出
- 自立支援法一部改正、及び障害者虐待防止法の内容の検討
- 相談支援体制の大幅拡充に向けて、事業者への参入呼びかけ

2. 今後の活動（予定）

- 自立支援法一部改正や障害者虐待防止法の詳細について、情報収集と検討
- 事業者の参入促進に向けて、説明会等の開催
- 発達支援センターの整備に向けて、こども部発達支援課との意見交換
- 権利擁護体制の整備に向けて、部会としての協議
- 相談支援の質の維持と向上のための研修

2011年11月〇〇日

市川市内障害福祉サービス関係
各法人・事業所の代表者各位

市川市地域自立支援協議会
会 長 山崎 泰介

障害者自立支援法の一部改正に伴う障害者相談支援体制の強化への
ご協力をお願いについて（案）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃の市川市における障害福祉増進へのご尽力につきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年12月3日の障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成24年度より相談支援体制について大幅な充実強化が図られることとなりました。具体的には、市町村に「基幹相談支援センター」を設置すること、サービス等利用計画作成（いわゆる、ケアマネジメント）の対象者を大幅に拡大し平成26年度までに障害福祉サービスを利用するすべての障害児・者について実施していくことが柱となっています。市川市による試算では、平成26年度の介護給付・訓練等給付事業の利用者は1,987人と見込まれており、移動支援や地域生活支援センター等の地域生活支援事業のみを利用する障害者を含むとその数はさらに膨らみます。しかし、市内の指定相談支援事業者は11か所、そのうち実働している事業所は半数程度にとどまっているのが現状です。

また、平成23年6月17日の障害者虐待防止法の成立により平成24年度の実施に向けて市町村における虐待防止や権利擁護への取り組みが明確にされ、この点からも相談支援体制の質と量両面での抜本的な強化が急務となっています。

こうした状況をご理解いただき、各法人・事業所におかれましては、相談支援事業における「特定相談支援事業」ならびに「一般相談支援事業」への参入について、積極的にご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、相談支援体制について現時点で示されている内容は、平成23年10月31日開催の厚生労働省主催・全国障害保健福祉主管課長会議資料をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaigi_shiryou/

また、国や都道府県から示された内容をもとに、今年度内に市川市としての事業者説明会が開催されるよう、自立支援協議会としても働きかけをしてまいります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

<この件についてのお問い合わせ先>

市川市地域自立支援協議会 事務局

市川市障害者地域生活支援センター TEL 047-370-1871

標記の件について、改正自立支援法の内容及び相談支援現場の実状から、下記のとおり意見を提出します。

*（ ）内は計画の該当ページ。

1. 基幹相談支援センター及び虐待防止センターについて（13頁、18頁、38頁）

市川市が平成21年度に設置した「基幹型支援センターえくる」は、自立支援協議会との連携のもと、支援困難事例に積極的にアウトリーチする相談支援活動の拠点として、着実に成果を挙げてきました。一方で、市民や関係機関からのえくるへの支援要請は予想を大幅に超えて増加し、また既存の障害福祉サービスになじまない新たなニーズの掘り起こしがすすんで、えくる職員の負担が過重となり、現状の人員体制では今後の障害者市民のニーズに応えきれないことは明白です。

改正自立支援法は新たに、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する『基幹相談支援センター』の設置を求めています。同時に求められている成年後見制度利用支援事業の実施や障害者虐待防止センターへの取り組みは、『基幹相談支援センター』と一体的にすすめられることが必要となります。

新たな『基幹相談支援センター』と現在の「基幹型支援センターえくる」の機能は、似て非なるものです。えくるによる実践の成果と課題をもとに、虐待防止法や権利擁護体制の整備とあわせ、市川市における新たな『基幹相談支援センター』機能の構築こそ求められています。

相談支援部会からは、市川市直営の相談支援事業との再構築を含め、官民が一体となって障害者の相談支援ニーズにあたっていく方向性を提言いたしました。虐待防止センターとしては行政権限をもって虐待からの救済にあたっていく機能が必要とされますが、一方で、機動力や柔軟さは民間が得意とするところであり、相談支援と虐待防止を一体的に展開するためには両者の特性を融合させた新たな官民協働型のセンターを構想していくことが、最も有効かつ現実的と考えます。

計画においては、新たな『基幹相談支援センター』の意義を尊重し、市川市における具体的な実施のイメージを明確に示してください。

2. 権利擁護体制の整備について（29頁、39頁）

成年後見制度利用支援事業の義務化の趣旨は、市長申立て事例への対応にとどまるものではありません。病気や障害によって判断能力が不十分な状態となった障害者の権利擁護活動は、高齢化によって判断能力が低下していく高齢者の権利擁護活動とは異なり、家族が不在の場合には児童期から、必要時応じて青年期、高齢期と、長い人生にわたって権利擁護活動を継続していくための体制整備が必要となります。

多くの場合、家族後見が中心となりますが、その負担は大きく、公的な仕組みによるサポートが求められています。さらに今後の需要にこたえていくためには、第三者後見の担い手として、法人組織による後見や専門職後見に加えて市民後見人の育成が求められており、後見活動の基盤を支える「後見支援センター（仮称）」の設置が必要です。

計画においてその方向性を明確にするとともに、高齢者分野と一体的にすすめる検討体制を明示してください。

3. 児童発達支援センターについて（10頁、14頁）

障害者自立支援法と同時に改正された児童福祉法では、新たに児童発達支援が位置づけられました。なかでも、児童福祉施設としての『児童発達支援センター』は、身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けるための拠点としての役割を担うこととされており、通所事業に加えて障害児を育てる家庭に対する相談支援や、保育所等を訪問して専門的支援のノウハウを提供したりネットワーク化をすすめるなどの機能を実施することが求められています。

『児童発達支援センター』の整備目標は障害保健福祉圏域～市町村に1～2か所とされており、人口46万人余の市川市においては、センターの整備に主体的に取り組んでいくことが必要です。

計画においては、『児童発達支援センター』の創設を念頭におきながら体制整備をすすめていくことを明確にするとともに、こども発達支援会議や特別支援教育連携協議会等の既存の協議体と自立支援協議会との連携強化を図っていく旨を位置づけてください。

就労支援部会 報告

1. 福祉的就労担当者会議（ふくたん）の活動について

- ふくたんネットワークの周知と、事業所からのニーズ集約、意見交換を目的とした「ふくたん意見交換会」を9月22日（木）に開催、28名の参加があった。
- 意見交換会では、単純な作業のニーズがあること。規模の大きな業務を受注して数量や工程を事業所で分担したり、パチンコ屋での出張業務を事業所で分担するなど、事業所相互の横のつながりを生かした取り組みの可能性が共有できた。
- 一方で、自主生産を行う事業所の参加が少なく、話題にも上らなかったことから、今後は、従来の「業務受注」に加えて「自主生産」をテーマとして取り上げていくことを検討する。

2. 就労支援担当者会議（しゅうたん）の活動について

- 企業を対象に、市内の就労移行・継続支援事業所および特別支援学校等を見学する「障害者施設等見学会」を企画、11月4日（金）と8日（火）に実施した。4日は4名、8日は9名の参加があった。意見交換の時間がとれなかったなど段取りに反省はあったが、内容に関しては概ね好評をいただいた。
- 一方、働いている人の生活課題への対応については、個別の相談対応については、就労支援センター「アクセス」が相談支援部会に参加して検討を進めるとともに、面としての対応を「しゅうたん」において、ニーズの多様性や障害特性などを考慮しつつ検討している。
- 就労支援に携わる職員のスキルアップについては、就業・生活支援センター「いちされん」の事業として、事例検討会などが実施されている。

生活支援部会報告

1. 取り組み

これまで部会で共有してきた課題別にワーキングチームを立ち上げた。
中長期的な計画の元に、具体的な活動および施策への提言などを行うことを目的とする。

- ① 移動・送迎体制の整備 11/24

- ② 宿泊型施設のモデル作り 11/30

- ③ 人材確保 人材確保、啓発活動 11/10 (添付資料参照)

2. 部会について

「地域移行支援事業」(退院促進)については、自立支援法の改正で平成24年度から相談支援事業の枠組みにおいて、「地域移行支援」「地域定着支援」として個別給付となることが示されている。

現在、生活支援部会の中で「地域移行支援連絡協議会」の報告等を受けているが、来年度からは、精神障害者の退院促進についての話題を、相談支援部会にも位置づける方向で考えた方がよいのかを検討中である。

人材・啓発ワーキングチーム 打合せ

- 日時 平成23年11月10日(木) 18時～21時15分
○場所 市川市南八幡メンタルサポートセンター会議室
○参加者 村山、内野、高橋、渡辺、磯部、松尾 (順不同・敬称略)
○内容

1. 県の事業※を利用し「ハートフルセミナー」(仮称)を開催する

- ①対象 市川市民 (定員は未定)
②目的 ・障害について知っていただく
・サポーターまたはスタッフとして関わっていただくきっかけとする
③セミナー内容
・レクチャー 映像等を用い、できるだけ「講義」ではない形で
・プレゼン 事業所に依頼し、利用者と一緒に活動を宣伝
・座談会 地域ごとにグループに分かれ、利用者・スタッフとお話し
・体験 お住まいの近くの事業所での体験実習(別日に設定)
・資料 ボランティア、スタッフを募集する事業所の一覧、パンフレット等
(昨年度作成のハートフルまっぷ、2011年度版を作成するか検討中)
④開催時期 3月8日、14日、15日のいずれかの予定
⑤場所 生涯学習センター(メディアパーク)を予定
④広報手段 ・事業所のある近くの自治会に依頼し、回覧板で周知してもらう
自治会への依頼は、事業所に協力要請
・その他 いちかわ広報、フリーペーパー、新聞無料広告欄、等
⑤スタッフ 次世代スタッフに準備、当日進行などを依頼予定

※潜在的有資格者等養成支援事業の中の「高齢者等参画支援研修」

“いわゆる「団塊の世代」や主婦層等の知識・能力を活かして、福祉・介護分野への参画を進めるための研修”

2. イベントの開催

来年度実施に向けて、継続的に検討予定。

○内容案

- ・福祉人材フェア(ブース設置)
- ・福祉の店出店
- ・体験コーナー・・・等々
- ★市川駅1リンクのデッキ、コルトンプラザ広場など人の集まるところで!
- ★“ちーばくん”を呼び、人寄せをはかる!
- ★障害者週間に相乗りもあり(だが、12月の屋外イベントはキツイ?)
ハートフルの販売や、他のイベントとの共催を前提に検討

以上

(文責:松尾)